

## 長岡市総合教育会議設置要綱

### (設置)

第1条 市長と教育委員会が、本市の教育の課題及び目指す姿を共有しながら、連携して教育行政を推進していくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、長岡市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置し、その運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

第2条 会議は、市長が議題、会議の日時及び場所を通知して招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

### (意見聴取)

第3条 市長は、必要と認めるときは、会議に関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第4条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

### (傍聴)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

2 傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

### (議事録の作成及び公表)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、公表するものとする。

2 議事録の公表は、市長が指定する場所に備え置く方法により行うほか、ホームページへの掲載等の方法により、広く市民の閲覧に供するよう努めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第4条ただし書の規定に基づき会議を公開しなかった事件に係る議事録は、公表しない。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。